

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年8月31日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

1 監査対象部局 病院局

2 監査対象年度 平成29年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成30年7月20日
中央病院	平成30年7月24日
白鳥病院	"
県立病院課	平成30年7月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあったので、正当額との差額を追給する必要がある。 (中央病院)

(イ) 一月の勤務を要する日の全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。 (中央病院)

(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、私用で高速道路を利用したものに誤って支給していた。 (中央病院)

(エ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。 (白鳥病院)

(オ) 県外旅費について、支給額に誤りのあるものがあった。 (白鳥病院)

イ 契約について

シルバーリンク材センターとの労働者派遣に関する契約手続については、会計規則に定める各種公表を行う必要があった。また、契約書の自動更新条項を削除し、年度毎に契約手続を行う必要がある。 (丸亀病院)

ウ その他

嘱託職員の出勤簿について、前年度指導していたにもかかわらず押印漏れがあった。 (中央病院)

(3) 検討指示事項

該当事項なし